

訪問介護・予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービス契約書

_____様（以下、「お客様」といいます）と株式会社Life・遊（以下、「事業者」といいます）は、事業者がお客様に対して行う訪問介護・予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービス（以下「サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

○ 第1条（契約の目的）

事業者は、お客様に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、お客様は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○ 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日からお客様の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、お客様から事業者に対して、書面による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○ 第3条（訪問介護計画）

サービス提供責任者は、お客様の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「介護計画書」を作成します。訪問介護計画書は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

○ 第4条（サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス従業者をお客様の居宅に派遣し、別紙として添付する「介護計画書」に定めた内容のサービスを提供します。
- 2 第1項のサービス従業者とは、介護福祉士、訪問介護員養成研修1～2級課程修了者、看護師、准看護師、介護職員基礎研修修了者、日常生活支援研修終了者です。
- 3 訪問介護計画がお客様との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、お客様の了承を得て新たな内容の「介護計画書」を作成し、本契約書に添付し、その内容のサービスを提供します。

○ 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの実施ごとに、サービスの内容等をサービス提供記録に記入し、サービスの終了時にお客様の確認を受けることとします。お客様の確認を受けた後、その控えをお客様に交付します。
- 2 事業者は、介護記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 お客様は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該お客様に関する第2項の介護記録を閲覧できます。
- 4 お客様は、当該お客様に関する第2項の介護記録の複写物の交付を受けることができます。

○ 第6条（料金）

- 1 お客様は、サービスの対価として別添の『重要事項説明書』に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃までにお客様に送付します。
- 3 サービスの利用料金は1ヶ月ごとに計算し、お客様はこれを事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 4 事業者は、お客様から料金の支払いを受けたときは、お客様に対し領収証を発行します。
- 5 お客様は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等のサービス実施に必要な費用を負担します。

○ 第7条(サービスの中止)

- 1 お客様は、サービス利用予定日の前営業日の事業所営業時間終了時までに事業者に申し出ることにより、サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。
- 2 お客様が前項に定める申し出をすることなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者はお客様に対して別添の『重要事項説明書』に定める計算方法により、キャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。本条第1項にかかわらず、事業者は本条第1項に基づくお客様からのサービス利用の変更・追加の申し出に対してお客様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の提供可能日をお客様に提案させていただくことがあります。

○ 第8条(料金の変更)

- 1 事業者はお客様に対して、介護保険法令の趣旨に従い、料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。事業者は可能な限り速やかにお客様にお知らせをすることとします。
- 2 料金の変更を申し入れる場合、新たな料金に基づく確認書等を作成させて頂きます。
- 3 お客様は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、書面で通知することにより、この契約を解約することができます。

○ 第9条(契約の終了)

- 1 お客様は事業者に対して、2日間の予告期間において書面で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が2日間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、お客様に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した書面で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、お客様は書面で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供せず、お客様の請求にもかかわらずこれを実施しようとしない場合
 - ② 事業者が第10条に定める守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が、お客様もしくはご家族などのお客様の介護をしている人(以下「介護者」といいます)などの生命・身体・財産・信用などを傷つける、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合
 - ④ 事業者が破産・倒産した場合
- 4 次の理由に該当した場合は、事業者は書面で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができるものとします。
 - ① お客様の利用料金の支払いがサービス利用月の翌月から数えて3ヶ月遅延した場合
 - ② お客様またはそのご家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ② お客様が死亡した場合
- 6 本条に基づき本契約が終了した場合においてもお客様は、既に提供を受けたサービスについては、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

○ 第10条(守秘義務)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たお客様およびそのご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も存続します。
- 2 前項にかかわらず事業者は、お客様に医療上緊急の必要性がある場合には医療機関などにお客様に関する心身の状況などの情報を提供できるものとします。

○ 第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、お客様に対してその損害を賠償します。

○ 第12条(免責事項)

サービスの提供にともなって、事業者は自己の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については賠償責任を負いません。とりわけ以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① お客様が、契約締結時にその疾患及び身体状況などの重要事項について故意又は重過失によりこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② お客様もしくは介護者などが、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取や確認に対して故意又は重過失によりこれを告げないまたは不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ お客様の急激な体調の変化など、事業者が提供したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ お客様または介護者などが、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合
- ⑤ 地震、噴火その他天災などに起因して損害が発生した場合

○ 第13条(緊急時の対応)

事業者は現にサービスの提供を行っているときにお客様の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 第14条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびお客様またはお客様のご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○ 第15条(連携)

- 1 事業者はサービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合、またはこの契約が終了した場合および、第9条2項または4項に基づいて、解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

○ 第16条(契約者)

お客様以外の者がお客様のために本契約を締結する場合には、その者は事業者に対し、その者がお客様のために本契約を締結する権原を有することを保証し、かつ、本契約に基づく債務についてお客様と連帶して責任を負うものとします。その場合、その者は事業者と共同してお客様の在宅生活の質を向上させることに努めるものとします。

○ 第17条(相談・苦情対応)

事業者はお客様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関するお客様の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 第18条(虐待に係る苦情解決方法に関する事項)

法人・事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

○ 第19条(本契約に定めのない事項)

- 1 お客様および事業者は、信義誠実の原則をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

